

## 短期給付（医療給付）

3.56%引き上げとなります

組合員数および標準報酬月額につきましては、ここ数年、大きな増減はなく推移していましたが、令和3年度には、会計年度任用職員が組合員資格を取得することから、組合員数、掛金負担金収入ともに昨年度より増加することが見込まれています。

一方、支出では、医療費が依然として高止まりの状況が続いていますが、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う医療機関への受診控え等が影響しました結果、前年度と比較して大きく減少している月もありました。しかしながら、令和3年度については、感染の収束が見通せない状況から受診控え等の影響（医療費が減少となること）を考慮せずに推計をしております。また、昨年の「Wee14月号」でもお知らせしました高齢者医療制度への拠出金のうち「前期高齢者納付金」の納付額が、令和3年度につきましても、約28億2千万円余りと昨年度に続き非常に大きな負担となる見込みです。昨年度は、短期積立金を取り崩すことで財源率<sup>※1</sup>を据置きとさせていただきましたが、今年度も95.04%の据置きとした場合、収支は10億円を超える損失金が見込まれ短期積立金は枯渇してしまう恐れがあります。このことから、財源率の引き上げが避けられない状況となっており、今年度につきましても、前年より3.56%引上げの98.6%といたします。これにより、収支は約8億2千万円の損失金が生じる見込みとなります。

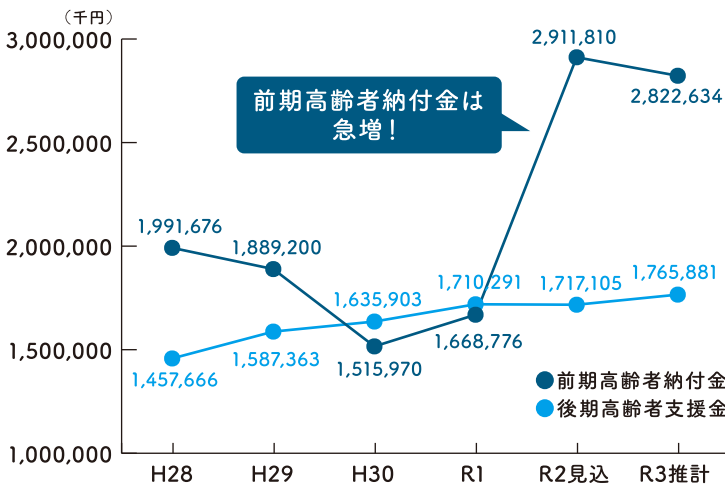
高齢者医療制度への拠出金につきましては、下図にもありますとおり短期経理財源率の半分以上を占めており、急激な増減は短期財政に大きな影響

を及ぼします。

先述のとおり、今年度は財源率の引き上げを行っても約8億円余りの損失金が見込まれ、短期財政は引き続き厳しい状況であります。組合員および被扶養者の皆様におかれましては、今一度日頃からの健康管理を心がけていただくとともに、特定健康診査・特定保健指導や当組合の健康サポート事業、ジェネリック医薬品等を積極的にご活用いただき、医療費の削減にご協力いただきますようお願い申し上げます。

※1 財源率とは、標準報酬の月額や標準期末手当等の額に対する掛金率（組合員が負担）と負担金率（地方公共団体が負担）を合わせた率です。

## 高齢者医療制度への拠出金の状況



## 令和3年度 基本保険料率と特定保険料率

標準報酬の月額・標準期末手当等の額に係る率

掛金率	基本保険料率 <sup>※2</sup>	20.47%
	特定保険料率 <sup>※3</sup>	28.83%
	計	49.30%
負担金率	基本保険料率 <sup>※2</sup>	20.47%
	特定保険料率 <sup>※3</sup>	28.83%
	計	49.30%
短期経理財源率（合計）		98.60%

※2 基本保険料率とは、組合員と被扶養者の医療給付に充てるための財源率です。  
 ※3 特定保険料率とは、高齢者医療制度への拠出金に充てるための財源率です。

## 介護保険

1.60%引き上げとなります

介護納付金の算定方法は令和2年度に全面総報酬割（保険者ごとの報酬総額に比例した負担）となりましたが、介護給付費等に要する費用は依然として増加傾向にある一方、その費用の約3割を負担する第2号被保険者（40歳以上65歳未満の被保険者）の人数は減少傾向にあるため、1人当たりの負担額は増加する見込みです。このことから、介護納付金は対前年で約4千4百万円増加の約9億5千7百万円となる見込みです。今年度は、財源率の引き上げが避けられない状況であるため、今年度は1.60%引き上げの17.80%といたします。